

2週間前の届け出で、承認なく辞められる



イラスト・今井ヨージ

「長時間労働に耐えられず、会社に退職届を出そうとしたのですが、上司が受け取ってくれません。このまま働き続けたいといけないうのでしようか」。30代の正社員からの相談です。

最近、このような悩みをよく聞きます。期間の定めのない労働契約を結んでいる労働者は、2週間前に申し入れをすれば自由に退職できると民法は定めています。会社の承認を得る必要

はありません。

ポイントは

- 会社が強硬なときは、退職届を内容証明郵便で
- 有期契約の労働者は「やむを得ない理由」がいる

退職するときには1カ月前までに届けを出して会社の許可を得なければならぬと定めた就業規則について、予告期間を2週間より長く定めた部分と、会社の許可を必要とする部分は無

効と判断された裁判例があります。もちろん会社が認めれば、すぐにも辞められませんが、原則は退職を申し出てから2週間は働かないといけないうので、円満に退職できるのが一番です。もし

会社がかたくなに退職届の受け取りを拒むような場合は、内容証明郵便で退職を申し入れることが考えられます。この場合、実際に会社を辞められるのは、内容証明が会社に届いた翌日から2週間後です。

年次有給休暇（年休）が残っていたら、退職までの2週間を年休にあてることもできます。通常ならば、年休を申請しても「業務に支障がある」などと言われ、会社から別の日に変え

るよう求められることがあります。この場合は変更があり得ないので、堂々と取得できます。

一方、期間の定めのある労働契約を結んでいる労働者は、「やむを得ない事由」がなければ期間の途中で退職できないとされています。ただ、実際は認められるケースも少なくありません。病気やケガで長期間働けなくなってしまう場合や、長時間労働を強いられる、職場でハラスメントを受けているといった

ケースがあります。

長時間働いた証拠としては、タイムカードのコピーやメールの送信時刻の記録などをとっておくことをおすすめします。

（弁護士・橋本佳代子）